公　告

諮　事　項

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２５号
長崎県佐世保市世知原町中通90番地18
破産者　浜崎　重人
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
千葉県銚子市長塚町５丁目1361番地　レオパレスヴィクトワール202
破産者　塚本　　聡
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４４９６号
大阪府箕面市小野原東５丁目26番15―712号
破産者　坂見　謙輔
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０９号
大阪府茨木市桑田町23番17号の６
破産者　小松　隆洋
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５号
鹿児島市新屋敷町６番２号　道地ビル302号、開始決定時の住所鹿児島市花野光ヶ丘２丁目35番８号
破産者　具志堅　武
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３２７号
札幌市白石区南郷通１丁目北10番23―407号、開始決定時の住所札幌市白石区南郷通１丁目北10番23―103号
破産者　玉水　久雄
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７５号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目１番１―405号
破産者　入谷　晋司
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
秋田県にかほ市金浦字上林39番地
破産者　佐々木尚志
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２８７号
福井県越前市宮谷町第52号23番地
破産者　𠮷田　利秋
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
福井市高木中央２丁目3318番地
破産者　長尾　茂明
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
福井県あわら市東温泉２丁目207番地　ＰＦⅢ201号室
破産者　長谷川信二
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
福井市春日２丁目10番６号
破産者　上岸　欣也
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
福井県南条郡南越前町嶋第13号24番地
破産者　坂川　晴夫
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
福井県小浜市尾崎第36号29番地
破産者　谷口　　哲
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
福井県坂井市丸岡町一本田福所第10号７番地
破産者　中野　眞弓
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
名古屋市天白区一つ山１丁目67番地　一つ山荘東Ｔ－２棟303号
破産者　ハウハイザムーンⅡこと　佐藤　建太
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部